

国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 この規程において「配偶者同行休業」とは、教職員が次の各号に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第2項第2号において「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。</p> <p>(1) 外国での勤務</p> <p>(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>(中 略)</p> <p>(期間の延長)</p> <p>第4条 配偶者同行休業をしている教職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、総長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。</p> <p>2 配偶者同行休業の期間の延長は、総長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(期間の延長)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 <u>前項で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第2条第3項第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他総長がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年6月28日から施行する。</p>